

障がい者活躍推進プラン



令和2年3月

秋田県湯沢市教育委員会

1 任命権者

この計画における任命権者 湯沢市教育委員会

2 障がい者活躍推進プラン作成の趣旨

国では、障がい者の職業の安定を図ることを目的として「障害者雇用促進法」を定めています。全ての国民が障がいの有無にかかわらず就業し、同一の職場に長期に定着するだけでなく、障がいの特性や個性に応じた環境のもと、自身の能力を有効に発揮できることが必要とされています。

とりわけ、公務部門における障がい者の活躍は、我が国の政策決定過程への障がい者の参画拡大の観点からも重要であることから、湯沢市監査委員事務局においても、障がい者の積極的な雇用及び働きやすい、働きたい職場を作っていくために本計画を新たに作成します。

3 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

なお、取組状況や社会情勢の変化に応じて、必要な場合は見直しを行います。

4 湯沢市教育委員会における障がい者雇用に関する課題

市長部局も含めた湯沢市職員全体における令和元年6月1日現在の障がい者雇用率は2.5%で法定雇用率は達成していますが、今後予定されている法定雇用率の引上げを見据え、今後は真の意味での障がい者の活躍を推進する取組により雇用率の達成につなげていく必要があります。

現在、在職している障がいのある職員については長期間に渡り定着して就労できているものの、相談及び支援体制が未整備なために届出をためらっている潜在的な障がいのある職員も一定数存在すると考えられます。

全ての障がいのある職員が、自身の特性や個性を臆することなく表現し、能力を十分に活用することで組織の一員として活躍していけるように、改めて障がい者の把握を行い、必要とされる体制の整備と取組に対する全職員の理解と協力を求めることが必要です。

5 目 標

- 定着に関する目標
設定しない

- 採用に関する目標
設定しない

6 取組内容

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

●組織面

- ①障害者雇用推進者を、市長部局の推進者である総務部総務課長に委任する。(令和元年9月選任済み)
- ②障害者職業生活相談員を、市長部局の相談員である総務部総務課人事給与班長に委任する。(令和元年9月選任済み)

●人材面

「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座（eラーニング版。厚生労働省）」等を周知・活用し、障がいに関する基礎知識や必要な配慮等に関する職員理解の促進を図る。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ①身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、関係機関と連携し、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
- ②人事評価の面接結果等を通じて、障がいのある職員一人ひとりの障がい特性や能力、希望等を把握し、業務との適切なマッチングを推進する。
- ③新規採用又は部署異動した職員に対しては必要に応じて面談を行い、障がいと業務の適切なマッチングができているかの点検を行い必要な対応をする。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

相談窓口への相談のほか、人事評価面談等を活用し、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。

●その他

- ①日常的に相談できる体制であることを全職員に周知し、障がい者の希望に応じて面談し必要な対処をする。
- ②国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。
- ③労働関係機関、医療機関、産業医との連携、基幹相談支援センターの活用等により所属する障がい者それぞれの状況に応じた最善の支援を目指す。